

富士市立小中学校の教育職員に関する業務量
管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年3月
富士市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 5
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

今日の学校教育を取り巻く環境は、急速な情報化や AI 技術の飛躍的な発展、次期学習指導要領に向けての準備、少子化による児童生徒数の減少、災害に対応した防災教育の推進など、大きく変化しています。さらに、いじめや不登校、部活動の地域移行、特別な教育支援を必要とする児童生徒の増加等、継続的な課題が山積しています。

一方、社会全体における地域住民の結びつきが以前よりも希薄になる中で、これまでは、地域や当人同士で解決することができた騒音や交通トラブル、保護者同士の問題等に対しても学校に解決を求めるなど、学校に求められる役割が増えてきている状況にあると言えます。

そのため、強い使命感や責任感の下で、時に自らを省みることなく、子どもたちのために尽力している教職員であるほど、その時間外在校等時間は、減少することなく、結果的に、過労死や精神疾患、疲労による勤労意欲の低下等につながる恐れがあります。

これらのことにより、職としての教育職に魅力を感じなくなり、教職員を目指す若者が減少することで、深刻な採用倍率の低下につながり、優秀な人材の確保が困難になる事態も懸念されています。

これまで、国際的にも評価されてきた、日本型の学校教育の良さを今後も維持継続していくためにも、教職員自らが、安心感を持って働ける職場環境が確保でき、さらに、働きがいを感じながら生き生きと子どもに接することができることが、全ての子どもたちの健やかな成長のために、大切なことであると考えます。

そこで、富士市教育委員会は、学習指導要領で目指している理念の実現に向けて、より充実した教育を行うことを目的として、教育職員の給与等に関する特別措置法、文部科学大臣の指針等に基づき、本計画を策定することとしました。

本計画を学校と連携して推進し、保護者や地域の協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを保障し、未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指していきます。

なお、本計画は、成果や課題を検証し、必要に応じて本計画の内容の見直しを行い、教職員の、よりよい働く環境づくりに努めていきます。

(2) 本市の現状

本市では、令和元年10月に「富士市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を、令和2年2月に「富士市小中学校における業務改革」を、令和3年4月に「富士市立小中学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」を策定し、1か月について45時間、1年について360時間を時間外勤務の上限とするなどの指針を示すことで、勤務時間の管理及び勤務時間外の業務時間の縮減に取り組んできました。

その間、教育委員会では、教職員の業務をサポートする各種支援員の増員配置、給食費公会計化に伴う学校徴収金一括徴収制度の導入、テスト自動採点支援システムの中学校への導入等を行うなど、教職員の業務負担軽減のための支援を行ってきました。

こうした取組により、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりとなりました。

【令和元年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月44時間	31.9%	5.4%
中学校	月52時間	41.7%	14.6%

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33時間	18.7%	0.6%
中学校	月34時間	30.3%	2.8%

【令和6年度の職種別時間外在校等時間の状況】

小 学 校	職種	時間外合計		中 学 校	職種	時間外合計	
	校長	34	(33.7)		校長	28	(30)
	教頭	56	(57.9)		教頭	54	(55.2)
	主幹教諭	51	(33.1)		主幹教諭	59	(43.7)
	教務主任	41		教務主任	39		
	教諭	27			教諭	36	
	養護教諭	25	(25.1)		養護教諭	23	(26.6)
	栄養教諭	14	(20)		栄養教諭	20	(29.2)
	事務職員	21			事務職員	19	
	平均	33	(32.5)		平均	34	(42.2)

()内数値は
県平均
※一部市町を
除く

県平均の教諭
には、教務主任、
主幹教諭を含
む。

2. 目 標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

イ 1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下まで減少させる。

(R6結果 13.2%)

ウ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%以上にする。

(R6結果 41.0%)

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・保護者や地域住民による登下校時の通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）

・夜間における校外の見守りについては、地域の青少年補導員や警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回り

は原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・すでに導入されている給食費の公会計化と学校徴収金一括徴収制度を継続して実施し、未納者への督促業務についても引き続き教育委員会事務局で行う。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・各学校に配属されているコミュニティー・スクール・ディレクターが、学校と地域学校協働活動に必要な人材との連絡調整等を行う。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、教育委員会等の行政の介入支援などを積極的に行っていく。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥ 関係）

- ・学校評価等のアンケート調査は、フォームズの機能を活用して、集計業務の負担軽減になるよう支援する。

②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・事務職員やICT支援員等が積極的に参画する。

③ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、業務の内容によっては、事務職員やICT支援員等が業務を行う。

④児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）

- ・保護者や地域ボランティアを募り、子どもたちの昼休み等の休み時間に、見守りを依頼し、教師の休憩時間を確保する。

⑤部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度以降順次、原則休日の部活動を地域展開する。
平日の部活動についても、地域での受け入れが可能な種目から地域展開していく。

ウ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業の準備（「3分類」⑮関係）

- ・ AIによる指導案の作成支援、スクールサポートスタッフによる教具の準備を推進する。

②学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・ 市内全中学校に自動採点システムの配備を継続し、採点に係る業務時間の削減や、個人情報の紛失等を防ぐ。

③支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ 特別支援サポート員を拡充し、より丁寧な支援を推進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、その理由を確認した上で、教職員の時間外在校等時間の削減の視点から、学校に見直しを促す。

イ 学校で計画されている行事等や活動が、形骸化されているものがないか、真に学校教育目標に沿ったものになっているか、児童生徒の力をつけるものになっているか等の視点で学校に見直しを促す。

ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求から教職員を守るため、令和8年度中にすべての小中学校の電話機を、録音機能付きとし、その旨を通話の最初に自動音声で伝えることにより抑止的な効果を期待する。

エ 対応が困難な事案、判断が難しい事案について、法律の専門家の立場からの助言が得られるように、市長部局に常駐している法務監又は市の顧問弁護士に支援を仰げる体制を継続し、周知する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面

接指導を実施する。

- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 学校における定時退勤日を、週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、富士市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関と共に取り組む。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

富士市立高等学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年3月
富士市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっていることから、国は、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）を公布しました。

これにより、教育委員会には、サービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めることが義務付けられました。

富士市立高等学校の教育職員においても、授業準備、教材作成、部活動指導、保護者対応及び学校行事の準備など、多岐にわたる業務があり、教育職員の負担は増大しています。

このため、業務負担を適切に管理し、時間外勤務を削減することにより、教育活動に集中できる環境を整えることが必要です。

また、教育職員が健康で活力にあふれていないと、生徒に良い影響を与えることは難しいことから、労働環境を改善し、教員がプライベートの時間をしっかりと持てるようにすることが、教育の質を高めるためには欠かせません。

このように、教育職員の負担を減らし、教育の質を高め、生徒一人ひとりの成長を支える教育環境を整えていくため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条の規定に基づき本計画を策定するものであります。

(2) 本市の現状

本市では、富士市立高等学校教職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年富士市条例第38号）を制定し、市立高校教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めています。

令和3年に富士市立高等学校教職員の給与等の特別措置に関する条例施行規則（昭和47年富士市規則第3号）を改正し、教育職員の業務量について、時間外在校等時間を1か月について45時間、1年について360時間の範囲内と規定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでまいりました。

これまでの取組として、自動採点システム等の導入によるデジタル技術を活用した業務の効率化のほか、保護者との連絡等にデジタルツールを活用するなど、様々な取組を行ってまいりました。

こうした取組の結果、市立高校における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりとなりました。

【令和元年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
市立高校	月 46 時間	45.4%	18.9%

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
市立高校	月 33 時間	31.7%	5.3%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は、令和6年度 31.7%となっておりますが、これは、部活動の指導、大会参加やイベント出演の引率などが大きな原因と考えられます。

2. 目 標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりとします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 16 日以上とする。
- ・ 週 3 回午後 8 時以降に残留する教育職員を減らし、帰宅する教育職員の割合を 90%以上にする。

- ・教育職員が、生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・保護者による登校時の学校周辺でのあいさつ運動や健脚大会（マラソン大会）での交通安全の見守り等を推進する。
- ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・市長事務部局に在籍する法務監に助言や支援を仰ぐ体制を継続する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査統計への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施する。
- ② 学校の広報資料の作成（「3分類」⑦関係）
 - ・事務職員が中心となり作成する、又は積極的に参画する。
- ③ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・開錠は教育職員に固定せず、施錠は施設管理員が行うこととし、機械警備システムによる警備を徹底する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ① 授業準備（「3分類」⑮関係）
 - ・授業準備におけるA I等の活用を推進するとともに、教材の印刷など補助的業務を事務職員が実施する。
- ② 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・自動採点システム及び成績管理システムを活用し、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ③ 支援が必要な生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
 - ・生徒の課題の状況に応じ、学級担任及び関係教職員のほか、スクールカウンセラーによる、より丁寧な支援を推進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・校務支援システム等のデジタル技術を活用した業務の効率化を推進する。
- ・部活動に携わる教育職員の負担の平準化を図ることにより、教育の質の向上に向け、教育職員の業務に必要な時間的余裕を創出する。
- ・所定の勤務時間外に外部からの電話に対応する必要のないよう自動音声で対応する。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求から教育職員を守るため、令和8年度中に電話機を録音機能付きとし、その旨を通話の最初に自動音声で伝えることにより抑止的な効果を期待する。
- ・対応が困難な事案、判断が難しい事案について、法律の専門家の立場からの助言が得られるように、市長事務部局に常駐している法務監又は市の顧問弁護士に支援を仰げる体制を継続し、周知する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、原則として市健康相談室による面接指導を受けるよう促す。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、取得を促進する。

- ・ 定時退勤日を週 1 回以上設定するよう推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市立高校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、富士市のウェブサイトで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、市立高校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっているなどの状況が見受けられた場合には、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する支援及び指導を実施する。
- ・ 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど支援を行う。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長事務部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。